

刑名	輕罪		普通刑法		總計
	罰金 二十圓以下	拘留 十圓以下	禁錮 シタル シタル シタル シタル	刑罰 テ論ゼズ	
士官	-	-	二	三	一〇
下士	-	八	五	六九	一八五
憲兵下士	-	-	-	二	三
卒	二	四	一	六三四	二一九九
憲兵卒	-	二	-	一五	三八
生徒	-	-	-	一六	三三
職工	-	-	-	-	七
軍屬	-	-	-	三	三
役使	-	-	-	二七	五一
囚徒	-	-	-	二	二
常人	-	-	-	〇	二
合計	二	三五	七	七九二	二五五一

右表中陸軍刑法及び普通刑法ニ該リシ者ノ内附加刑ヲ受ケシ者ヲ左ニ掲グ

刑名	陸軍刑法	普通刑法	總計
士官	-	-	-
下士	-	一九	二〇
憲兵下士	-	-	-
卒	-	一九八	二〇〇
憲兵卒	-	三	三
生徒	-	-	-
職工	-	-	-
軍屬	-	-	-
役使	一〇	六	一六
囚徒	-	-	-
常人	-	一〇	一〇
合計	一〇	二四一	二五五

第二百六十一 軍人軍屬犯罪者年齢及族籍

明治十六年

年齢	人員	族籍	人員	合計
十五年以上二十年未満	二二	士族	二二	二二
二十年以上三十年未満	二三八	平民	二三八	二三八
三十年以上四十年未満	三八	平民	三八	三八
四十年以上五十年未満	四	平民	四	四
五十年以上六十年未満	二	平民	二	二
總計	二四四	平民	二四四	二四四

本表ニハ重複人員ヲ省キテ其實數ヲ掲グ

第二百六十二 未決囚出入人員

明治十六年

囚獄	越シ人員	新入	監	合計	放出	決	反獄	越獄	脱監	監病	死	合計	殘留人員
東京	二	九六七	一〇九四	九〇五	三	三	一	一八	一	三	三	九二九	一六五
仙臺	二	二二六	二二八	九九	一	一	-	-	-	-	-	一一三	一五
青森	五	三六	四一	三八	一	一	-	-	-	-	-	三九	二
名古屋	三七	一九二	二二八	二六七	二	二	-	-	-	-	-	二九一	二五
大阪	一三	七八	九一	九二	四	四	-	-	-	-	-	九六	一
合計	六九	五九六	六八〇	五九四	三	三	-	-	-	-	-	六二二	五九